

第5章 インド

第5章 インド

第5章 インド	137
1. スポーツ団体の監督体制	137
(1) スポーツを所管する行政機関	137
(2) 競技統括団体	142
(3) 競技統括団体に対する政府の支援	143
2. 競技統括団体の認定スキームとガバナンス強化の仕組み	146
(1) 概要	146
(2) 仕組みの詳細	147
(3) 仕組みの効果	164
3. 参考文献	165

第5章 インド¹

1. スポーツ団体の監督体制

(1) スポーツを所管する行政機関

インドにおいてスポーツを所管する行政機関は、青年スポーツ省 (Ministry of Youth Affairs & Sports) のスポーツ庁 (Department of Sports)²である。スポーツ庁は1982年、ニューデリーで第15回アジア大会が開催された年に設立された。

スポーツ庁のトップは青年スポーツ大臣 (Union Minister of State, (Independent Charge) Youth Affairs and Sports) であり³、その下に大臣を補佐するスポーツ庁長官 (Secretary of Sports) が置かれている。

スポーツ庁が所管する行政事項は、次の14分野である⁴。

1. スポーツ政策
2. スポーツおよびゲーム
3. スポーツ選手年金基金
4. 国立スポーツ研究所⁵
5. SAI (Sports Authority of India ; インドスポーツ局)
6. IOA (Indian Olympic Association ; インドオリンピック協会) および NSF (National Sports Federations ; 競技統括団体)
7. インド代表チームの海外遠征および国際試合への参画
8. アージュナ賞を含む国家スポーツ賞⁶
9. スポーツ奨学金
10. 選手、コーチ、代表チームの派遣
11. スポーツ施設の整備と整備のための助成
12. コーチ費用、トーナメント費用、その他費用の財政支援
13. 国内におけるスポーツに関する事項
14. 体育教育

¹ 本章においてインドの通貨 (ルピー) を表す場合は、金額の後にルピーと表記する。参考までに、2011年における対円年平均換算レートは、1ルピー=1.68円である。

算出根拠: The U.S. Internal Revenue Service, Yearly Average Currency Exchange Rates

<http://www.irs.gov/businesses/small/international/article/0,,id=206089,00.html>

なお、国際通貨基金が2012年2月に公表したインドの国民一人当たりGDP(購買力平価ベース)は3,703米ドルで、日本の34,362米ドルと比較すると、約10分の1である。

IMF World Economic Outlook Database

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2011/02/weodata/index.aspx>

² Government of India, Ministry of Youth Affairs & Sports, Department of Sports

<http://yas.nic.in/>

³ 青年スポーツ大臣は、単にスポーツ大臣 (Sports Minister) と呼ばれる。

⁴ Department of Sports (2011) "Annual Report 2010-2011"

<http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/9464576377.pdf>

⁵ 国立スポーツ研究所 (NSNIS : Netaji Subhas Institute) は1961年に設立されたアジア最大のスポーツ研究機関である。NSNIS <http://www.nsnis.org/>

⁶ アージュナ賞 (Arjuna Award) とは国家のスポーツ振興に貢献したスポーツ選手個人を政府が顕彰するもので、1961年より実施されており、現在はオリンピック、アジア競技大会、コモンウェルス競技大会などの国際試合でメダルを獲得した選手から各競技1名が選ばれる。

Department of Sports <http://yas.nic.in/index2.asp?linkid=11&slid=220&sublinkid=131&langid=1>

中央集権的な行政制度で知られているインドでも、国民の間では「スポーツの自由あるいはスポーツ団体の自治権というものは高度に保障されるべきものであって中央政府の干渉を受ける類のものではない」という考え方が根強い。また、インドが多民族から複雑に構成された国家であることから言語や宗教、文化特性も地域ごとに大きく異なり、7人制ラグビーはインド東部のコルカタで盛んであるなど、競技ごとの地域性も見られる。

そのため、スポーツ庁は競技統括団体（NSF：National Sports Federation、以下 NSF）の認定（recognition）と登録は行うものの、NSF の組織としての自主性、自律性に重んじた監督体制を続けてきており、NSF の認定にあたって財務状況の報告等の厳格な条件を課すというような行政権限の発動は、2009 年まで実施されることはなかった。

2001 年にインド政府が制定した国家スポーツ方針（National Sports Policy 2001）の第 12 条には、NSF に関する政策方針について次のように規定している⁷。

スポーツの運営と振興は、独立機関である IOA（Indian Olympic Association；インドオリンピック協会）と競技統括団体（the National Sports Federations）、および州・地域レベルの関係者がその役割を担うものと認識されている。

それゆえ、政府および関係機関ならびに統括団体等は、2001 年国家スポーツ方針の目標を充足するため、協調と調和をはかりつつ協働する必要がある。

同時に IOA および各種競技統括団体は、競技統括団体のために示された定款・規則および組織体制の手本に則り、政府の指導を踏まえ、オリンピック憲章の定めに従うことにより、透明性、専門性、信頼性を確保し、各競技において結果を出して明確な進歩をはかるための方針を打ち出さねばならない。

インド政府は、2010 年 10 月にコモンウェルス競技大会デリー大会（Commonwealth Games 2010）を自国で開催することに、近年のスポーツ政策にかかるあらゆる資源を集中してきた。同大会はアジア地域では 1998 年のクアラルンプールに次ぐ 2 度目の開催となり、インドが大型国際競技大会の開催国となるのは 1982 年のアジア大会以来、という国家的イベントであった。

2009 年 8 月にスポーツ庁の内局である SAI（Sports Authority of India；インドスポーツ局）がインド代表チームの編成スキームを固めた際には、デリー大会でのメダル獲得の目標が合計 96 個～127 個に設定されている。これは 2002 年のマンチェスター大会の合計 69 個（金 30 銀 22 銅 17）、2006 年メルボルン大会の合計 50 個（金 22 銀 17 銅 11）を大きく上回る意欲的なものであった。SAI は目標達成のために、上位入賞を狙えるスポーツ（Cue Sports）17 競技を強化対象として選定した。

デリー大会には 71 か国から 8 千名を超えるアスリートが参加し、近年ではオリンピックに次ぐ規模の国際競技大会となった⁸。デリー大会におけるインド代表のメダル獲得結果は合計 101 個（金 38 銀 27 銅 36）と、オーストラリアの合計 177 個（金 74 銀 55 銅 48）、イングランドの 143 個（金 37 銀 60 銅 46）には合計数で及ばず 3 位となったもの、金メダ

⁷ National Sports Policy 2001 National Sports Federations（NSFs）
<http://yas.nic.in/index3.asp?sslid=94&subsublinkid=69&langid=1>

⁸ SAI（2009）“Scheme for Preparation of Indian Team for Commonwealth Games 2010” p.2
<http://www.sportsauthorityofindia.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File502.pdf>

ルの獲得数はイングランドを1個上回り2位となるなど、ホスト国としての面目を保つことができた⁹。

コモンウェルス競技大会に出場する強化対象のNSF17団体に対しては、SAIにより3年計画の補助金助成が実施されている¹⁰。

図表-5-1 2010年コモンウェルス競技大会
インド代表チームに対するSAIの補助金助成額、メダル獲得実績¹¹

(金額単位：百万ルピー)

	SAIの助成額			合計	メダル獲得数			
	2008年度	2009年度	2010年度		金	銀	銅	計
陸上	261	261	130	652	2	3	7	12
射撃	189	189	132	510	14	11	5	30
自転車	122	122	65	309	0	0	0	0
ホッケー	108	118	60	285	0	1	0	1
水泳	111	111	58	279	0	0	1	1
レスリング	96	96	51	244	10	5	4	19
アーチェリー	90	100	48	238	3	1	4	8
テニス	83	83	43	209	1	1	2	4
体操	70	70	37	177	0	1	1	2
重量挙げ	68	68	38	175	2	2	4	8
バドミントン	58	58	37	153	2	1	1	4
ボクシング	50	50	30	129	3	0	4	7
卓球	48	48	30	125	1	1	3	5
ラグビー(7人制)	42	47	19	108	0	0	0	0
ネットボール	38	43	18	100	0	0	0	0
ローンボール	36	36	24	95	0	0	0	0
スカッシュ	36	36	22	93	0	0	0	0
障害者スポーツ	53	53	32	138	—	—	—	—
強化対象NSF17団体 +障害者スポーツ 合計	1,557	1,587	876	4,019	38	27	36	101

注：各代表チームに対するSAIの助成額は四捨五入後の金額であるため合計と一致しない。

スポーツ団体に対する政府補助金は、青年スポーツ省が財務省に次年度¹²の予算見積額を要求し、財務省が配分額を査定の上決定すると、青年スポーツ省が青年庁(Department of Youth Affairs)とスポーツ庁(Department of Sports)に再配分する。

スポーツ庁は自ら直接NSFへの補助金交付を行うほか、SAIに補助金を再交付し、SAIはインド代表チームを率いるNSFに補助金を交付する、という手順で財政支援が実施されている。

⁹ CWG Delhi <http://www.cwgdelhi2010.com/>

¹⁰ Scheme for Preparation of Indian Team for Commonwealth Games 2010(As modified in August, 2009) <http://www.sportsauthorityofindia.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File502.pdf>

¹¹ SAI (2010) "Detailed Demands for Grants Ministry of Youth Affaris & Sports DDG 2008-2009" <http://yas.nic.in/index1.asp?langid=1&linkid=16>
<http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/5963151733.pdf>

¹² インドの政府会計年度は、日本や英国と同じく4月1日～3月31日である。

第5章 インド

青年スポーツ省の予算見積額（歳出限度額）は次のようになっている。インドの政府会計予算は発生主義に基づいて実施される点では英国と同じであるが、変動費にあたる Plan と人件費・賃料等の固定費にあたる Non-Plan の2種類に分けて示され、5か年計画等の長期計画に基づいた予算見積額が歳出限度上限額として毎年度提示されるのが特徴である。

図表-5-2 青年スポーツ省の予算推移 2010～2011年度¹³

(単位：百万ルピー)

	2009年度 確定予算額			2010年度 見直し予算額			2011年度 当初見積予算額		
	Plan	Non-Plan	計	Plan	Non-Plan	計	Plan	Non-Plan	計
①スポーツ関係予算要求	27,109.9	6,790.5	33,900.4	20,029.5	8,726.6	28,756.1	6,240.0	646.7	6,886.7
SAI (インドスポーツ局)	2,061.5	486.0	2,547.5	2,970.0	494.2	3,464.2	2,359.0	519.0	2,878.0
国立ラクシュミバイ体育大学	230.0	103.3	333.3	270.0	96.3	366.3	150.0	96.3	246.3
スポーツ活動に対する報償金	55.0	0.0	55.0	330.0	0.0	330.0	40.0	0.0	40.0
スポーツ選手の年国庫負担	65.0	0.0	65.0	292.5	0.0	292.5	20.0	0.0	20.0
NSF に対する補助金	495.3	27.8	523.1	1,090.0	30.0	1,120.0	1,000.0	0.0	1,000.0
コモンウェルス競技大会	22,600.1	6,150.0	28,750.1	11,374.3	8,079.6	19,453.9	1.0	0.1	1.1
スタジアム改修工事	15,175.7	0.0	15,175.7	3,779.2	0.0	3,779.2	1.0	0.0	1.0
全インドテニス協会	461.7	0.0	461.7	67.0	0.0	67.0	0.0	0.0	0.0
代表チームの編成	2,293.1	0.0	2,293.1	380.0	0.0	380.0	0.0	0.0	0.0
会場施設の新増築	1,714.5	0.0	1,714.5	418.1	0.0	418.1	0.0	0.0	0.0
大会組織委員会	1,257.6	6,150.0	7,407.6	5,610.0	8,079.6	13,689.6	0.0	0.1	0.1
スタジアム設備・内装	697.5	0.0	697.5	300.0	0.0	300.0	0.0	0.0	0.0
ハイビジョン放送設備	1,000.0	0.0	1,000.0	820.0	0.0	820.0	0.0	0.0	0.0
アンチドーピング活動	154.4	0.0	154.4	140.0	0.0	140.0	145.0	0.0	145.0
草の根スポーツ振興補助金	1,350.0	0.0	1,350.0	3,200.0	0.0	3,200.0	2,050.0	0.0	2,050.0
スポーツ設備エコ改修補助金	0.0	0.0	0.0	110.0	0.0	110.0	350.0	0.0	350.0
その他	106.2	23.4	122.0	252.7	26.5	279.2	125.0	31.3	156.3
②青年関係予算要求	2,246.4	425.0	2,671.4	2,557.2	434.6	2,991.8	2,700.0	413.9	3,113.9
③スポーツ+青年予算要求①+②	29,348.7	7,215.5	36,701.3	22,586.7	9,161.2	31,747.9	8,940.0	1,060.6	10,000.6
④中央政府特別政策関連	—	—	—	1,250.0	0.0	1,250.0	1,060.0	4.2	1,209.4
⑤青年スポーツ省予算要求③+④	29,348.7	7,352.6	36,701.3	23,836.7	9,320.0	33,156.7	10,000.0	1,210.0	11,210.0
財務省配分決定額	29,348.7	—	29,348.7	23,836.7	—	23,836.7	10,000.0	—	10,000.0
スポーツ+青年関係政策	29,356.3	—	29,356.3	22,586.7	—	22,586.7	8,940.0	—	8,940.0
中央政府特別政策関連	—	—	—	1,250.0	—	1,250.0	1,060.0	—	1,060.0

注：⑤青年スポーツ省予算要求額の Non-Plan には、③と④の合計額に青年スポーツ省公務員の社会保険料国庫負担分が別途加えられている。

2009年度および2010年度は、コモンウェルス競技大会の開催のために重点投資が行われている。全インドテニス協会 (All India Tennis Association) は大会組織委員会において幹事 NSF を務めていたことから、2010年度まで特別に予算費目が設けられていた。

青年スポーツ省の2011年度当初予算見積に対する財務省の決定額は、要求額 11,210 百万ルピーに対して 10,000 百万ルピーにとどまっている。前年度までのコモンウェルス競技

¹³ Union Budget & Economic Survey – Expenditure Budget/ Volume II/ Ministry of Youth Affairs and Sports <http://indiabudget.nic.in/>

大会対策予算はインド国内のスポーツ団体の活動を潤した反面、大会終了後に予算水準が平熱に戻ることは関係者にとって大きな不安材料となっている。

青年スポーツ省は2012年のロンドンオリンピックに向けた対策として、各競技で上位10位に入賞できる選手に対する強化プログラムを策定する、としている¹⁴。

¹⁴ The Indian Express “Budget slashed, sports ministry frets over 2012 preparations” 2011.5.4
<http://www.indianexpress.com/news/budget-slashed-sports-ministry-frets-over-2012-preparations/757657/0>

(2) 競技統括団体

インドの競技統括団体は、NSF (National Sports Federation) と呼ばれている。

スポーツ庁の認定 (recognition) を受けた NSF は、IOA (Indian Olympic Association ; インドオリンピック協会) を含めて 65 団体がある。

NSF には、カバディ、アチャパチャ、コーコー、マラカーンプ、セパタクロー、テニス、ボールクリケットなどのインドを発祥とする草の根スポーツや、チェス、ブリッジ、キャロムといったボードゲームの団体も含まれている。しかし、インド最大のスポーツ団体である BCCI (Board of Control for Cricket of India ; インドクリケット管理委員会) はスポーツ庁の認定を受けておらず、これら 65 団体の NSF に含まれていない。

スポーツ庁のウェブサイトには、2011 年 6 月 14 日現在の NSF の認定手続状況が掲載されている¹⁵。

図表-5-3 インドの NSF (National Sports Federation) 65 団体一覧¹⁶

競技名	NSF
アーチェリー	Archery Association of India
陸上	Amateur Athletic Federation of India
スカイスポーツ	Aero Club of India
大学スポーツ	Association of Indian Universities
アチャパチャ	Atya Patya Federation of India
バドミントン	Badminton Association of India
野球	Amateur Baseball Federation of India
バスケットボール	Basketball Federation of India
ビリヤード	Billiards & Snooker Federation of India
ボクシング	Indian Amateur Boxing Federation
ブリッジ	Bridge Federation of India,
キャロム	All India Carrom Federation,
チェス	All India Chess Federation
クリケット	BCCI (Cricket)
サイクル Polo	Cycle Polo(2005-2009)
聴覚障害者競技	All India Sports Council of the Deaf
馬術	Equestrian Federation of India
フェンシング	Fencing Association of India
サッカー	All India Football Federation
ゴルフ	Indian Golf Union
体操	Gymnastics Federation of India
ハンドボール	Handball Federation of India
ホッケー	Hockey India
アイスホッケー	Ice Hockey Association of India
IOA	Indian Olympic Association
柔道	Judo Federation of India
カバディ	Amateur Kabaddi Federation of India
空手	All India Karate Do Federation
カヤック&カヌー	Kayaking & Canoeing Association of India
コーコー	Kho-Kho Federation of India,
モータースポーツ	Federation of Motor Sports
ネットボール	Netball Federation of India,
コーフボール	Korfball Federation of India,

競技名	NSF
マラカーンプ	Mallakhamb Federation of India
パワーリフティング	Indian Powerlifting Federation
パラリンピック競技	Paralympic Committee of India
ポロ	Indian Polo Association
パワーリフティング	Indian Powerlifting Federation
射撃	National Rifle Association of India
ローラースケート	Roller Skating Federation of India
ボート	Rowing Federation of India
学校スポーツ	School Games Federation of India
セパタクロー	Sepak Takraw Federation of India
シューティングボール	Shooting Ball Federation of India
ソフトテニス	Amateur Soft Tennis Federation of India
ソフトボール	Softball Association of India
知的障害者競技	Special Olympics Bharat
スカッシュ	Squash Racket Federation of India
水泳	Swimming Federation of India
卓球	Table Tennis Federation of India
テコンドー	Taekwondo Federation of India
ボウリング	Ten-Pin Bowling Federation of India
テニコイ	Tenni Koit Federation of India,
テニス	All India Tennis Association
テニスボールクリケット	Tennisball Cricket Federation of India
トライアスロン	Indian Triathlon Federation,
綱引き	Tug-of-War Federation of India
ヨット	Yachting Association of India
バレーボール	Volleyball Federation of India
重量挙げ	Indian Weightlifting Federation
冬期競技	Winter Games Federation of India
レスリング	Wrestling Federation of India
中国武術	Wushu Association of India
ラグビー	Indian Rugby Football Union
自転車	Cycling Federation of India
NSF 合計 65 団体 (IOA を含む)	

¹⁵ Status of Annual Recognition of NSF's for 2011 (As on 14th June 2011)
<http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkfile/File955.pdf>

¹⁶ List of National Sports Federations
<http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/8940703031.htm>

(3) 競技統括団体に対する政府の支援

インドにおけるスポーツ団体に対する政府の支援は、青年スポーツ省スポーツ庁が64のNSF（National Sports Federation；競技統括団体）とIOA（インドオリンピック協会）に対して直接補助金の交付を行うものと、同庁がSAI（Sports Authority of India；インドスポーツ局）に対して交付した補助金をさらにSAIがNSFに再配分するものがある。

図表-5-4 スポーツ庁がスポーツ団体に直接交付する補助金の推移

(単位：百万ルピー)

NSF(National Sports Federation)	競技名	2008 年度	2009 年度	2010 年度
National Rifle Association of India, New Delhi	射撃	66.5	42.1	53.5
Table Tennis Federation of India, New Delhi	卓球	38.8	17.9	29.8
All India Football Federation, Delhi	サッカー	4.2	5.2	24.4
Gymnastics Federation of India, Jodhpur	体操	9.0	1.8	19.4
Athletics Federation of India, New Delhi	陸上	31.0	23.2	18.7
Organizations relating to the discipline of Hockey	ホッケー	78.2	34.5	18.5
All India Tennis Association, New Delhi	テニス	26.4	13.7	16.5
Paralympic Committee of India, Bangalore	パラリンピック委員会	34.3	4.0	16.0
Badminton Association of India,	バドミントン	45.8	26.6	15.1
Wrestling Federation of India, I.G. Stadium Delhi	レスリング	47.6	11.8	14.8
Indian Rugby Football Union, Mumbai	ラグビーユニオン	20.2	0.0	14.1
Fencing Association of India, Patiala	フェンシング	5.0	2.4	12.8
Squash Racket Federation of India, Chennai	スカッシュ	17.3	5.7	12.5
Archery Association of India, New Delhi	アーチェリー	52.6	9.6	11.9
Volleyball Federation of India, Chennai	バレーボール	10.4	6.3	10.5
Indian Amateur Boxing Federation, New Delhi	ボクシング	19.1	18.5	9.9
All India Chess Federation, Chennai	チェス	16.3	22.1	9.5
Bowling Federation of India	ボウリング	5.7	0.2	8.9
Indian Weightlifting Federation, New Delhi	重量挙げ	11.1	2.6	8.7
Cycling Federation of India, Delhi	自転車	4.9	0.0	7.2
Rowing Federation of India, Secunderabad	ボート	13.5	5.5	6.5
Yachting Association of India, New Delhi	ヨット	23.3	3.6	6.3
Taekwondo Federation of India, Bangalore	テコンドー	1.2	0.0	4.5
Tenpin Federation of India	ボウリング	0.0	0.0	4.2
All India Sports Council of the Deaf, New Delhi	聴覚障害者競技	4.8	4.2	3.9
Judo Federation of India, N. Delhi	柔道	9.2	6.2	3.4
Swimming Federation of India, Ahmadabad	水泳	15.3	1.5	3.2
Amateur Handball Federation of India, J & K	ハンドボール	2.4	7.2	2.2
Indian Kayaking & Canoeing Association, New Delhi	カヤック・カヌー	5.2	3.0	1.8
Billiards & Snooker Federation of India, Kolkatta	ビリヤード&スヌーカー	4.4	3.7	1.6
Basketball Federation of India, N Delhi	バスケットボール	6.2	4.4	1.3
All India Carrom Federation, New Delhi	キャロム	1.6	1.9	1.3
Tenni-Koit Federation of India, Bangalore	テニコイ	0.9	1.6	1.3
Amateur Soft Tennis Federation of India, Ahemdabad	ソフトテニス	1.1	0.6	1.3
Amateur Baseball Federation of India, Delhi	野球	1.4	1.1	1.2
Indian Amateur Kabaddi Federation, Jaipur	カバディ	1.8	3.2	1.0
Atya Patya Federation of India, Nagpur	アチャパチャ	0.6	1.6	0.9
Sepak Takraw Federation of India, Nagpur.	セパタクロー	1.0	1.2	0.9
Softball Federation of India, Indore	ソフトボール	1.3	0.0	0.9
Tennis Ball Cricket Federation of India, Gorakhpur	テニスボールクリケット	0.7	1.6	0.9
Kho-kho Federation of India, Kolkata	コーコー	0.4	0.0	0.7
Indian Golf Union, New Delhi	ゴルフ	2.0	1.8	0.6
Tug of War Federation of India, New Delhi	綱引き	1.0	0.6	0.5
All India Karate-Do-Federation, Chennai	空手	0.0	0.0	0.4
Korfball Federation of India, New Delhi.	コーフボール	1.3	1.2	0.4

第5章 インド

NSF(National Sports Federation)	競技名	2008 年度	2009 年度	2010 年度
Cycle Polo Federation of India, New Delhi	サイクル Polo	1.2	1.5	0.3
Shooting Ball Federation of India, New Delhi	シューティングボール	2.4	0.9	0.3
Equestrian Federation of India, New Delhi	馬術	0.8	8.6	0.0
Special Olympic Bharat, New Delhi	スペシャルオリンピック	0.4	5.3	0.0
Ball Badminton Federation of India	ボールバドミントン	0.0	0.0	0.0
Indian Body Building Federation	ボディビル	0.0	0.0	0.0
Indian Polo Association, New Delhi	ポロ	0.0	0.6	0.0
Indian Power lifting Federation, Jameshpur	パワーリフティング	1.2	1.6	0.0
Netball Federation of India, Delhi	ネットボール	6.5	1.8	0.0
Roller Skating Federation of India, Kolkata	ローラースケート	0.0	0.0	0.0
Wushu Association of India, New Delhi	中国武術	3.1	3.1	0.0
Throwball Fedn. Of India, Bangalore	スローボール	0.0	0.0	0.0
Winter Games Federation of India, New Delhi	冬期競技	0.0	0.2	0.0
Malkhamb Federation of India	マラカーンプ	0.0	0.9	0.0
Bridge Federation of India	ブリッジ	0.0	0.3	0.0
Ice Hockey (NSPO), New Delhi	アイスホッケー	0.0	0.1	0.0
School Games Federation of India, Bhopal	学校スポーツ	7.2	1.3	0.0
Association of Indian Universities (NSPO)	大学スポーツ	15.8	0.0	0.0
Indian Olympic Association, New Delhi	IOA	25.9	23.8	75.7
Sports Authority of India, J.N. Stadium, N. Delhi	SAI (スタジアム建設)	2,097.2	710.0	340.5
合計		2,806.7	1,063.9	800.7
合計から IOA と SAI を除いた金額 = 競技統括団体 64 団体に対する補助金交付額		683.6	330.1	384.5

(出典：青年スポーツ局) 17

図表-5-5 近年の国際スポーツ大会におけるインド代表チームのメダル獲得状況¹⁸

国際大会	メダル 獲得数	競技	獲得メダル			合計
			金	銀	銅	
2006年12月 アジア競技大会 (ドーハ)	金 10 銀 17 銅 26 合計 53	射撃	3	5	6	14
		テニス	2	2	0	4
		チェス	2	0	0	2
		陸上	1	3	4	8
		ビリヤード	1	1	2	4
		カバディ	1	0	0	1
		ボート	0	3	1	4
		レスリング	0	1	5	6
		ヨット	0	1	1	2
		ゴルフ	0	1	0	1
		ボクシング	0	0	2	2
		アーチェリー	0	0	1	1
		馬術	0	0	1	1
		ホッケー	0	0	1	1
スカッシュ	0	0	1	1		

¹⁷ 青年スポーツ省スポーツ局の2010年度年報資料に掲載されたデータを用い、2010年度における交付額の大きいNSFの順に並べ替えたもの。2010年度は2011年11月末までの交付実績額。

Department of Sports “Annual Report 2010-2011” pp.116-118
<http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/9464576377.pdf>

¹⁸ メダル獲得状況は次のウェブサイトを確認。

The Official Website of Asian Games <http://www.gz2010.cn/en/>
 Olympic Medals <http://www.olympic.org/>
 XIX Commonwealth Games <http://d2010.thecgf.com/>

国際大会	メダル 獲得数	競技	獲得メダル			合計
			金	銀	銅	
2008年8月 夏期オリンピック (北京)	金 1	中国武術	0	0	1	1
	銅 2	射撃	1	0	0	1
	合計 3	レスリング	0	0	1	1
2010年10月 コモンウェルス 競技大会 (デリー)	金 38 銀 27 銅 36 合計 101	ボクシング	0	0	1	1
		射撃	14	11	5	30
		レスリング	10	5	4	19
		アーチェリー	3	1	4	8
		ボクシング	3	0	4	7
		陸上	2	3	7	12
		重量挙げ	2	2	4	8
		バドミントン	2	1	1	4
		卓球	1	1	3	5
		テニス	1	1	2	4
		体操	0	1	1	2
		ホッケー	0	1	0	1
		水泳	0	0	1	1
		2010年11月 アジア競技大会 (広州)	金 14 銀 17 銅 33 合計 64	陸上	5	2
ボクシング	2			3	4	9
テニス	2			1	2	5
カバディ	2			0	0	2
射撃	1			3	4	8
ボート	1			3	1	5
ビリヤード	1			1	2	4
アーチェリー	0			1	2	3
中国武術	0			1	1	2
ゴルフ	0			1	0	1
ヨット	0			1	0	1
スカッシュ	0			0	3	3
レスリング	0			0	3	3
チェス	0			0	2	2
ローラースポーツ	0			0	2	2
水泳	0			0	1	1
体操	0			0	1	1
ホッケー	0	0	1	1		

2. 競技統括団体の認定スキームとガバナンス強化の仕組み

(1) 概要

青年スポーツ省は従来から NSF (競技統括団体) の認定 (recognition) を実施している。そのため、青年スポーツ省は、NSF の認定をガバナンスの確保の観点から実施できるよう、国家スポーツ振興法案 (NSDB : National Sports Development Bill ; 以下 NSDB) の成立を目指しているが、2011 年 8 月の閣議で草案が一旦否決され、2011 年 10 月に修正案が公表されたものの、2012 年 3 月開会の国会では未だ「紹介中の法案 (Bills for Introduction)」扱いとされ、今国会での成立の見通しが立っていない状況である¹⁹。

青年スポーツ省が成立を目指している NSDB 修正案における NSF の認定スキームとガバナンス強化の全容を捉えるために簡潔な整理を試みれば、以下のようなになる。

図表-5-6 インドにおける NSF 認定スキームとガバナンス強化の仕組みの整理

1	認定手続を要する団体	NSF (競技統括団体)
2	一競技一団体に限り認定する根拠	NSDB (国家スポーツ振興法案) ※修正案審議中
3	競技統括団体の認定を行う機関	青年スポーツ省
4	認定手続の根拠規定	NSDB (国家スポーツ振興法案) ※修正案審議中
5	認定手続の前提となる法令、規定等	なし
6	認定の前提を付与する他の行政機関	なし
7	団体の運営を外部からチェックする仕組み	定めず
8	競技統括団体の法人格要件	団体、会社、信託のいずれか
9	認定の主要な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該スポーツの振興を唯一の目的とする ・定款に NSDB が定める全事項を規定 ・団体内部に苦情解決機構を設置 ・国内オリンピック委員会または IF との関連がある ・インドの各州に関連組織を有する ・公認会計士による毎年の財務監査 ・特定年齢層における国内選手権を年 2 回以上開催
10	ガバナンスの対象概念	執行機関の構成、選任規定、意思決定システム
11	認定手続の際に提出を要する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の申請様式 ・定款 ・団体のガバナンスに関する文書 ・その他必要に応じ要求される書類
12	認定の頻度、有効期間	1 年に 1 回、1 年間
13	ガバナンス状況のモニタリング	未定
14	認定と政府による財政支援の関係	認定≠財政支援、但し認定されなければ財政支援なし
15	過去における認定の保留・取消等処分の例	なし
16	ガバナンス強化にかかるその他サポート	未定

¹⁹ Ministry of Parliamentary Affairs, Press Release, 2011.3.13 <http://mpa.nic.in/preb12.pdf>

(2) 仕組みの詳細

(ア) NSDB 策定の背景

NSDB は 2011 年 2 月、前月に就任したばかりのアジェイ・マケン (Ajay Maken) 青年スポーツ大臣の主導により作成・公表された、インドのスポーツ基本法案である。

青年スポーツ省は NSDB の草案公開に先立つ 2011 年 1 月 31 日に、NSDC (National Sports Development Code of India 2011 ; 国家スポーツ振興規程) を公布したうえで、スポーツ団体など利害関係者に対して草案に対する意見を求める文書を送達し、あわせて 30 日間のパブリックコメント募集を実施した。また、政府内に委員会を設置し、2 週間以内に意見を取りまとめる作業も行っている。

NSDC は、青年スポーツ省が NSF (競技統括団体) や IOC などの政府関係のスポーツ関係機関に対して近年実施したスポーツ団体のガバナンス強化を目的としたガイドラインや通達等について、それらの意義と目的を整理のうえ改めて規程として提示したものであり、NSDC の法制化を目指したものが NSDB である。青年スポーツ省は、自らが中央行政機関として NSF の認定・監督を行うことについて法的根拠を明確にする必要があった。

2001 年 8 月、青年スポーツ省は国家スポーツ政策 (National Sports Policy) を策定し、スポーツ団体に向けたガバナンス強化のガイドラインとして “Guidelines for Assistance to National Sports Federations” を制定し、その後数々の通達を発出して NSF のガバナンス強化の施策を見直してきた²⁰。

2009 年 11 月 12 日には、今後 1 年毎に認定を更新することに改め、ガバナンス強化の観点で要求する諸事項を遵守することを認定の要件とする旨の通達を発出した²¹。しかしながら、ガバナンスの観点で NSF の認定の可否を政府が判断するにあたっての法的根拠が欠如したまま通達となされていたこともあり、通達は強制力を伴っていなかった。

青年スポーツ省が近年実施したスポーツ団体のガバナンス強化にかかる諸施策のうち、NSDC の骨子となる施策として発出された通達を時系列に整理すると、次のようになる。

図表-5-6 NSDC (国家スポーツ振興規程) 公表前に発出されたスポーツ関係の通達

発出年月日	通達の内容
2008.9.18	コーチングキャンプの運営、コーチの選定、代表選手の選定に関する基本方針を定め、NSF に遵守を要請したもの
2008.12.26	国際試合に出場する代表選手がインド国籍であることを要することを定めたもの
2009.10.5 2009.10.11	NSF がインド代表として国際試合に出場するにあたり、認定手続にかかる日程を定めたもの
2009.10.30	アンチドーピングにかかる国家規則と運用要領を定めたもの
2009.11.12	2009 年 12 月 15 日以降の NSF 認定更新手続を 1 年毎に実施するにあたり、経営状況に関する詳細報告を書面で行うことを義務づけたもの
2009.11.25	選手の年齢詐称を防止するための運営基準を定めたもの

²⁰ Guidelines for assistance to National Sports Federations
<http://www.ispsquash.com/GUIDELINES%20FOR%20ASSISTANCE%20TO%20NATIONAL%20SPORTS%20FEDERATIONS.HTM>

²¹ Highlights of the steps taken by the Ministry of Youth Affairs & Sports, Government of India
<http://yas.nic.in/highlight.pdf>

発出年月日	通達の内容
2009.12.2	2010年1月以降のNSF認定更新手続にあたり、経営状況に関する詳細報告とわせて監査済の財務報告書類の提出を義務づけたもの
2010.3.30 2010.4.21	年間100万ルピー以上の政府補助金を受給するIOAおよびNSFは情報公開法（RTI Act）に基づく公的団体とみなすこととし、2010年5月15日までに中央政府に公的団体としての届出手続を完了することを求めたもの
2010.5.1	IOAとNSFに対し、認定更新の要件として、経営幹部（President、Secretary、Treasurer）の任期を通算12年以内に制限し、70歳を定年とするよう定款を変更することを定めたもの
2010.5.17	IOCが2008年に策定した「オリンピックおよびスポーツ振興運動における適切なガバナンスのあり方についてのガイドライン」に基づき、IOAとNSFに対し、役員会運営の透明性の確保、利益相反行為の防止、役員会メンバーの更新手続の適正化、アスリートの意思決定への参画、団体の自律性確保のための政府機関への協力を求めたもの
2010.8.12	IOAとNSFに対し、女性へのセクシュアルハラスメント防止にかかる規定整備を求めたもの

青年スポーツ省がガイドラインや通達によってガバナンスの強化を図る対象団体は、NSF（競技統括団体）とIOA（インドオリンピック協会）である。しかし、これら団体の設置根拠は連邦法である団体登録法（Society Registration Act）または会社法（Companies Act）によるもので、団体の設置認可と登録は州政府が所管しており、青年スポーツ省の権威・権限によって与えられる性質のものではない。そのことをもって「青年スポーツ省がスポーツ団体を監督・統制する行為は正当なものではない」と反発するNSFは少なからずあった。

また、インド憲法が定める行政権限の規程においてスポーツは、州政府が所管するリストの33番目に映画、演劇、娯楽とともに記載されており、中央政府が所管する事項のリストには掲載されていない、ということもネックとなっていた²²。スポーツの行政権限を憲法上州から中央行政機関の所管に格上げ・改正することは1983年の全州大臣会合（the Conference of State Sports Ministers）で議論されて以降中央政府の検討事項となり、1988年8月29日には第61回目の憲法改正法案に盛り込むことが閣議で承認され、同年9月24日には上院（Rajya Sabha）に送られたものの、決議に至らずに棚上げとなっていた。2009年7月2日、内閣はスポーツを中央政府の所管にするための1988年憲法改正法案について、州政府の賛成が得られる見込みがないことを理由に正式に撤回することを発表した²³。

2005年、ホッケーのNSFであるインドホッケー連盟（Indian Hockey Federation）は、「青年スポーツ省が2001年に制定したガイドラインに規定されているNSF役員の70歳定年制は、オリンピック憲章に違反する」として裁判所に提訴した。5年に及ぶ審理の結果、2010年にデリー高裁は、「青年スポーツ省が定めたガイドラインは有効であり、遵守に値するものである」として、インドホッケー連盟の訴えを退けた。また、判決にあたってデリー高裁は付随意見のなかで、インド憲法に定められた中央政府が所管する事項のリストの10番目にある「外交、諸外国と我が国の関係に関するすべての事項」、および13番目にあ

²² List -II of the Seventh Schedule of the Constitution of India
<http://www.vakilbabu.com/Laws/SubList/SList.htm>

²³ Withdrawal of the Constitution (Sixty First Amendment) Bill, 1988 proposing transfer of the subject 'Sports' from the State List to the Concurrent List of the Constitution of India
<http://pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=49625>

る「国際的会合や国際組織等への参画、脅威の決定、判断」の二つを援用し、「競技統括団体がインド代表チームを率いて国際的な舞台で競技に参加する行為は諸外国との外交活動において重要な役割を占めるもので、かつインド代表として外国の大会に参加するか否かの判断は派遣先国との外交関係や人種差別などを考慮して国が責任をもって実施すべき行為であり、国民を脅威から退け保護するためにも、国がイニシアティブをとるのは妥当な行為である」とし、それゆえに「インドを代表するスポーツ団体を中央行政機関が認定する行為は、当然に必要なものである」と述べた²⁴。

2010年4月には、インド政府から派遣されたIOC委員²⁵が「70歳定年制の義務付けはスポーツ団体の自律性を損なうものであり、青年スポーツ省が政府としてスポーツ団体に対してこのような過度な干渉を行うならば、IOC理事会はこれをオリンピック憲章第28条規則9違反と判断し、インド代表が今後のオリンピックを含む国際大会に出場できなくなる可能性を強く示唆する」という警告の文書を、当時の青年スポーツ大臣であったマノハー・シン・ギル（Manohar Singh Gill）氏宛てに送付した。また、その文書には「IOAが青年スポーツ省の要求に従って規定を改正するのであれば、インドがオリンピック憲章違反に問われることはない」とも示されていた²⁶。

2010年5月1日、青年スポーツ省は2001年のガイドラインにも明記されていたNSFの役員の70歳定年制にかかる通達を改めて発出し、NSFに遵守を義務づけた。

2010年5月12日、青年スポーツ省のスリニバス（Srinivas）副大臣は、前月にIOCより送達された警告文書に対し、「青年スポーツ省が示したガイドラインおよび通達は、現在在任中の役員に適用を強いるものではなく、次期の役員選挙の際に適用するものであるため、ただちに影響はない」との回答を文書で行った。

スリニバス副大臣の木で鼻をくくったような回答を受け、IOA会長（president）のスレーシュ・カラマディ（Suresh Kalmadi）氏は2010年5月22日に記者会見を開き、通達に断固反対する旨怒りをこめて表明した。反対表明会見には、アーチェリー、柔道、自転車競技のNSFのトップも同席していた。カラマディ氏は、「青年スポーツ省がガバナンスのガイドライン遵守を強いることに拘泥するならば、インドは来月にもオリンピック出場から締め出されることになる」と青年スポーツ省の動きを牽制した²⁷。

2010年10月25日、中央政府によるスポーツ団体のガバナンス改革を強く主張する活動家として知られる弁護士のアール・メーラ（Rahul Mehra）氏が提起した公益訴訟²⁸の判

²⁴ “Govt. caps tenure of office-bearers of National Sports Federations” 2010.5.2

<http://netindian.in/news/2010/05/02/0006355/govt-caps-tenure-office-bearers-national-sports-federations>

²⁵ Pere Miro 氏:NOC (National Olympic Committees) relations director、および Husain Al-Musallam 氏: director-general, Olympic Council of Asia、の2名

²⁶ Department of Sports (2011) “National Sports Development Code of India” p.4

<http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File918.pdf>

²⁷ The Times of India “IOC rejects Ministry arguments, warns of consequences” 2010.5.22

http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2010-05-22/others/28323199_1_sports-ministry-iaa-india-n-olympic-association

²⁸ 公益訴訟 (Public Interest Litigation) とは、被害を直接に受けた当事者に限らず、第三者であっても

決において、デリー高裁の判事は「インドのスポーツ行政のマネジメント不足は深刻な状態にあり、政府はスポーツガバナンスに関する規制を強化する必要がある」との認識を示した²⁹。

2010年11月、アーチェリーのNSFであるインドアーチェリー協会(Archery Association of India)の会長を務めるヴィジェイ・クマール・マルホトラ(Vijay Kumar Malhotra)氏は、「わが国の首相が70歳を超えているのに、NSFの役員が首相と同年代であることのが問題なのか。70歳定年制を強いるならば、スポーツ団体だけを標的にするのはおかしい」と青年スポーツ省の動きを批判した³⁰。インドの首相マンモハン・シン氏は1932年9月26日生まれで、この時点で78歳であった。

国会議員でもあるマルホトラ氏はその後、コモンウェルス競技大会組織委員会委員長でもあったIOCのカラマディ会長が特定業者との契約で9億ルピーを過払いして便宜供与を受けた容疑で逮捕された翌日の2011年4月26日にIOAの会長代行(Acting President)に就任、NSDB法案成立反対派勢力の急先鋒となった³¹。

2011年1月1日に実施された内閣改造において、青年スポーツ大臣であった74歳のギル氏は表向きには勇退ということで辞任したが、実質的にはコモンウェルス競技大会における大会組織委員会事務局と業者間の贈収賄スキャンダルやプロクリケット選手の国際大会における八百長疑惑など、近年のインドスポーツ界で噴出した数々の不祥事の責任を取ったかたちとなり、後任には前内閣で内務大臣(Minister of State, Home Affairs)を務めていた47歳のアジェイ・マケン氏が指名された。

当初スポーツ界は、若く新進気鋭の大臣が登場したことを歓迎し、スポーツにまつわる諸問題にかかる解決手腕に期待する姿勢を示していた³²。

(イ) NSDB 草案の公表

青年スポーツ省のアジェイ・マケン大臣は2011年1月の就任直後にNSDB(National Sports Development Bill; 国家スポーツ振興法案)のたたき台となるNSDC(National Sports Development Code of India 2011; 国家スポーツ振興規程)を公布し、自らが旗振り役となってNSDBの国会通過を目指し、スポーツ界とのコンセンサス形成に動いた。

公益を追求する精神を持ちかつ善意に基づいて行動していると裁判所が認める者に原告適格が認められ、多くの場合国または州政府、行政の関係部署を被告とする、インド独自の司法制度。

²⁹ The High Court of Delhi at New Delhi RC Rev. No. 195/2010 & CM No.14898/2010
<http://www.delhidistrictcourts.nic.in/Oct%2010/Adarsh%20Electricals%20VS.DINESH%20DAYAL.pdf>

³⁰ The Times of India “If PM can be above 70, why not NSF chiefs? Malhotra” 2010.11.3

³¹ India Today “Cabinet shows red card to Sports Bill, Maken asked to redraft it” 2011.8.30
<http://indiatoday.intoday.in/articlePrint.jsp?aid=149566>

³² The Times of India “Sports federations upbeat with Maken’s appointment” 2011.1.19
<http://timesofindia.indiatimes.com/sports/more-sports/others/Sports-federations-upbeat-with-Maken-appointment/articleshow/7320790.cms>

2011年2月1日、青年スポーツ省はNSDB草案の公表に先立ってプレスリリースを行い、マケン大臣自身のメッセージとして、NSDB草案策定の背景にある6つのポイントを示した³³。

1. 当法案の核となる規定のいくつかは、第13回オリンピック kongress の「オリンピック・ムーブメントの構造」において提案・採択された「良いガバナンスのための基礎的一般原則（BUPOGG：Basic Universal Principles of Good Governance）」に含まれているものである³⁴。
 - ・スポーツ団体の選挙は、明確、透明、公平なルール（透明性のある選挙運営、選挙管理官の独立性、無記名投票の実施を含む）に基づいて行われること
 - ・利益相反行為を防ぐための適切な手続規定を整備すること
 - ・理事は定期的に刷新し任期を限定すること
 - ・団体の自律性を保つために政府への協力、協働、協議を行うこと
 - ・団体の意思決定に際してのアスリートの関与の重要性に鑑みた対応を行うこと
2. オリンピック憲章には、第16条規則3.3、第19条規則2.1、2.2、2.3、第20条規則1、第28条規則5において、以下のように明確な規定がなされている³⁵。
 - ・どのIOC委員も、70歳になった暦年の末日には委員としての資格を失う。（第16条規則3.3）
 - ・IOC理事会の全メンバーは、総会の無記名投票により、投票総数の過半数をもって選出される。（第19条規則2.1）
 - ・理事会メンバーは、選出された役職に係わらず、最大2期連続して務めることができる。（第19条規則2.2）
 - ・理事会メンバーが連続して2期の任期を終了した場合、最低2年の期間を経たあと、メンバーとして再選されることができる。（第19条規則2.3）
 - ・総会は、無記名投票により、IOC委員の中から任期8年の会長を選出する。会長は、一度だけ4年間任期を更新することができる。（第20条規則1）
 - ・NOCは、その使命を達成するためには、政府機関と協力してもよい。それらの機関とは調和のとれた関係を築き作り上げる。しかしながら、NOCはオリンピック憲章に反する活動には一切関わらないものとする。（第28条規則5）
3. 他国の法律には、我々が構築するべきベストプラクティスが何かということについて示唆を与えてくれるものがある。米国の1978年テッド・スティーブンス法には、次のように規定されている。
 - ・過去10年以内に米国代表選手として参加した実績のある現役アマチュア選手がメンバーおよび議決権の20%を占めていること
 - ・基本定款および付属定款に関するいかなる変更事項について公表し、反対意見ができることを義務づけていること
4. アンチドーピングに関する国内規制はWADAの規制に準拠すべきである。このことは世界139か国がユネスコ総会におけるアンチドーピングに関する国際条約に署名していることから明らかであり、わが国スポーツおよびスポーツの指導者はもはや唯我独尊ではいられない現実を示している。
5. セクシャル・ハラスメントに関する指針が目指すものは、ヴィシヤクハ対ラジャスタン州の最高裁判決に示されたガイドライン³⁶を反映し、スポーツに携わる女性をセクシャル・ハラスメントから守ることである。

³³ Press Information Bureau “Government to Frame National Sports Development Legislation Soon – Ajay Maken” 2011.2.1 <http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=69497>

³⁴ “Basic Universal Principles of Good Governance of the Olympic and Sports Movement” Seminar on Autonomy of Olympic and Sport Movement, 11- 12 February 2008 http://www.olympic.org/documents/conferences_forums_and_events/2008_seminar_autonomy/basic_universal_principles_of_good_governance.pdf

³⁵ 「2007年オリンピック憲章」の日本語訳はJOCが公表しているものに準拠した。
<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2007.pdf>

³⁶ ラジャスタン州で発生した50代女性に対する集団レイプ事件の1997年州最高裁判決において、企業にセクシュアルハラスメント防止規定を義務づけ、女性を長とする相談機関の設置や、加害者の処罰の規定と被害者の安全確保対策を講じること、女性従業員の権利意識の向上努力、等についてガイドライン

6. 年齢詐称を防止するためのガイドラインを再検討し、法制化すべきである。

このようにマケン大臣は、かねて論議を呼んだ 70 歳定年の規定を含む NSDB 草案を提示することに拘り、政府として IOA（インドオリンピック協会）と落ち着いた対話を行いながら、2011 年 7 月の国会会期（モンスーン・セッション）中の成立を目指していた³⁷。

法案は、内閣（The Union Cabinet）の閣議で閣僚による多数決により承認されない限り、国会での採決に進むことができない。マケン大臣はプレスリリースの際のインタビューで、閣僚の多数がスポーツ団体の長や役員を兼務している状況下においても閣議で NSDB が承認される見通しについて楽観視し、「米国やマレーシアがスポーツ団体のガバナンスのための法律を定めているのだから、同じことがインドでできないはずがない」とメディアに語っている³⁸。

2011 年 2 月 22 日に公開された NSDB の草案は、全 13 章で構成されていた³⁹。

図表-5-7 NSDB 草案の構成

章	タイトル	概要
第 1 章	前文	法の名称、用語の定義
第 2 章	国家スポーツの振興	政府の法執行権限、NSDC の法制化、法の対象者、法の適正運用のための委員会と委員構成
第 3 章	政府、NSF、SAI の責任	青年スポーツ省、NSF、SAI（インドスポーツ局）の責任と役割分担
第 4 章	国家オリンピック委員会	IOA（インドオリンピック協会）を国家オリンピック委員会とすること、IOA の責任と役割
第 5 章	NSF（競技統括団体）	政府が認定する NSF の基本要件、NSF の責任と役割
第 6 章	NSF の分類	NSF を優先（Priority）と一般（General）の 2 つのカテゴリに分類
第 7 章	NSF の認定	政府が認定する NSF の詳細要件
第 8 章	国家オリンピック委員会および NSF の定款、規則	IOA および NSF が定款（Constitution）または規則（Bylaws）に 70 歳定年制、意思決定にかかるアスリートの議決権等にかかる団体のガバナンス適正化条項を反映させることの規定
第 9 章	NSF の認定更新の留保または認定取り消し	NSF の認定更新を留保、認定取り消しする要件の規定
第 10 章	ドーピング、年齢詐称、セクハラ の防止	NADA（国家アンチドーピング機関）の設置、NDTL（国家ドーピングテスト機関）の設置、WADA 規則の準拠、年齢詐称の防止、女性へのセクハラ防止
第 11 章	紛争解決手続	NSF および IOA において発生した紛争の解決手段としてスポーツオンブズマンを設置
第 12 章	財務および監査	IOA を含む NSF の財務会計、監査、政府への報告
第 13 章	その他	準則規定、規制影響への対応、公布後の関係法令の扱い等

が示されたもの。

<http://www.lawisgreek.com/indian-laws-for-women-the-historic-case-of-vishakha-versus-state-of-rajasthan>

³⁷ Hindustani Times “Sports ministry to go ahead with the bill despite IOC threat” 2011.4.5
<http://www.hindustantimes.com/News-Feed/Sport/Sports-Ministry-to-go-ahead-with-the-bill-despite-IOC-threat/Article1-685776.aspx>

³⁸ The Times of India “Sports ministry to legislate for good governance: Maken” 2011.2.2
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-02-02/others/28379361_1_national-sports-federation-sports-ministry-ms-gill

³⁹ Preliminary Exposure Draft 2011.2.22 <http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File918.pdf>

(ウ) スポーツ界の反発

2011年4月1日、IOA（インドオリンピック協会）の弁護士と NSF25 団体の代表が共同で記者会見を開き、NSDB 草案に反対する意向を表明した⁴⁰。「NSDB 草案は政府によるスポーツ団体に対する 100%のコントロールを可能にするための法案である」というのが反対の理由であった。会見終了後、IOA のマルホトラ暫定会長（interim president、当時）はメディアに対し、「本日会見に出席した NSF はスポーツ団体の自治権を確保するために立ち上がった。大多数の NSF は政府から“血も涙もない（draconian）”ガイドラインを押しつけられ、それが法律化されることの容認を強いられている」と語り、また、次のように付け加えた。「NSF は既に、透明性の高い組織づくり、公明正大な役員選任手続、会計検査院（CAG）による監査、選手の経営への参画など、ガイドラインに則した運営を行っている。政府が NSF の自治権を脅かさない限りは、政府が提案する他のどんなことでも受け付ける」⁴¹。

2011年6月、IOC は IOA に送達した文書のなかで「青年スポーツ省が成立を目指している NSDB はスポーツ団体の自治権を損なうものであり、同省はスポーツ団体に対して強制的な条項をもって縛るのではなく、あくまで助言や示唆を与えるにとどまるべき」という考え方を示した。この文書には NSDB 草案の個別条項に対するコメントは含まれていなかったが、「青年スポーツ省が IOA の自治権を尊重するのならば、IOA は同省と“建設的”な姿勢で関わるように」との助言がなされている。

(エ) NSDB 草案の閣議否決と BCCI 問題

2011年8月30日、マケン大臣は NSDB 草案を閣議に諮ったが、反対多数で否決された。マケン大臣を除いた出席閣僚8名中、法案を国会に送ることに賛成したのはシン首相と内政大臣、財務大臣の3名のみで、反対したのは農務大臣：国際クリケット委員会会長、重工業大臣：全インドサッカー連盟会長、交通大臣：ラジャスタン州クリケット協会会長、新・再生可能エネルギー大臣：ジャムー地方およびカシミール地方クリケット協会会長、科学技術大臣：ムンバイ市クリケット協会会長、の5名におよび、反対票を投じた5閣僚全員が有力スポーツ団体と密接な利害関係がある、という結果となった。

しかしながらシン首相、内政大臣、財務大臣の3名は法案の意義に理解を示し、マケン大臣に NSDB の修正案を策定することを促し、閣議に再提出するチャンスを与えた⁴²。

NSDB 草案が否決された 2011年8月30日は、政治家の腐敗防止を求める社会活動家のアンナ・ハザレ（Anne Hazare）氏が4万人を超える支持者が見守る中で13日間におよぶ

⁴⁰ Daily News and Analysis “NSFs to reject proposed National Sports Development Bill” 2011.5.1
http://www.dnaindia.com/india/report_nsf-to-reject-proposed-national-sports-development-bill_1538357

⁴¹ Indian Express “Terming it draconian, NSFs reject policy draft” 2011.5.2
<http://www.indianexpress.com/news/terming-it-draconian-nsfs-reject-policy-dra/784351/>

⁴² India Today “Cabinet shows red card to Sports Bill, Maken asked to redraft it” 2011.8.30
<http://indiatoday.intoday.in/articlePrint.jsp?aid=149566>

抗議のハンストを終えた2日後の出来事だったこともあり⁴³、メディアは「反対票を投じた閣僚の行為は利益相反行為以外のなにものでもない」という論調で批判的に採り上げた⁴⁴。

また、偶然にも同日に財務省が BCCI (Board of Control for Cricket of India ; インドクリケット管理委員会) の非課税法人扱いを 2006 年まで遡って取り消したうえ、24 億 9 千 7 百万ルピーにおよぶ巨額の追徴課税を行うことを公表した⁴⁵。これら一連の出来事は結果として、スポーツ関係者のみならず多数の一般国民の関心を NSDB に集めることとなった。

NSDB 草案が閣議で否決される数か月前から、NSDB が法律として制定された場合に最もマイナス影響を受けるスポーツ団体は他でもなく BCCI であることが、メディアによってさかんに報じられるようになっていた。BCCI はインド最大のスポーツ団体であり、世界最大のクリケット団体でもある。BCCI は IPL (Indian Premier League ; インディアン・プレミアリーグ) の 8 チームを所有し、州や地方のクリケットチームにも強い影響力を持ち、国内・国際大会のプロチーム出場、およびスポーツ興行を管理する団体で、プロチームのフランチャイズ権売却収入、テレビ放映権収入、チケット収入、広告料収入等による莫大な収益力を持つ組織であるにもかかわらず、団体法 (The Societies Act) に基づいてタミル・ナドゥ州で設立・登録された非営利団体であることを理由に 2001 年以来非課税法人としての取扱いを受けており、それまで財務実態が連邦政府に報告されたことはなかった。

マハラシュトラ州ムンバイ市の所得税局 (Income Tax Department) は 2010 年 1 月、BCCI を税法取扱上は非課税法人と認めない旨の命令を公布し、非営利事業ではなく収益事業と判定された収益に対する課税分として 10 億ルピーの追徴を実施している。この事件が報道されて以降、今まで世間に知られていなかった BCCI の財政状況が次第に明らかになってきた⁴⁶。BCCI の 2010 年度の収益は約 167 億ルピーであり⁴⁷、その収益額は世界有数の医薬品メーカーであるグラクソ・スミスクライン社に匹敵する規模とも言われ、BCCI がその資金力の大きさに匹敵する強大な権力をスポーツ界で振るっているということは以前から国民の間で囁かれていたものの、2011 年 8 月 30 日の財務省による巨額の追徴課税をきっかけとして、BCCI に関するさまざまな話題が全インドに拡散することになった⁴⁸。

NSDB 草案がそのまま可決されて法律となれば、BCCI も青年スポーツ省、すなわち中

⁴³ Reuters “India celebrates people's victory as activist ends fast” 2011.8.28

<http://www.reuters.com/article/2011/08/28/us-india-corruption-fast-idUSTRE77R0N320110828>

⁴⁴ The Hindu “Old guard blocks sports reform bill” 2011.8.30

<http://www.thehindu.com/news/national/article2412538.ece>

⁴⁵ Press Information Bureau “Tax Worth Rs.249 Crore Recovered from BCCI” 2011.8.30

<http://www.pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=75372>

⁴⁶ Daily News and Analysis “BCCI not charitable organisation: Income tax department” 2010.1.14

http://www.dnaindia.com/sport/report_bcci-not-charitable-organisation-income-tax-department_1334823

⁴⁷ The Times of India “BCCI income rises to Rs 1,667 crore in 2010-11” 2011.8.30

http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-08-30/top-stories/29944911_1_bcci-income-tax-exemptions-cricketing-body

⁴⁸ “SPORTS, STARS, POLITICS & CORRUPTION: Catch the IPL scandal in a nutshell – Cricket loves the publicity & remains to stay, but naturally ?!” 2010.4.27

<http://himalnews.wordpress.com/2010/04/27/sports-stars-politics-corruption-catch-the-ipl-scandal-in-a-nutshell-%E2%80%93-cricket-loves-the-publicity-remains-to-stay-but-naturally/>

中央政府に認定された NSF である必要がある。インドという国名を団体名に用い、インドを代表して国際大会に代表チームを出場させるからには、中央政府に認定された NSF でなければならぬ旨が NSDB 草案に規定されているからである。さらに、認定された NSF には、連邦法である情報公開法（Right to Information Act）に基づき財務状況を仔細に中央政府に報告する義務が課される。メディアは、BCCI の財務状況が公開されることになれば、金と権力が渦巻くクリケット界のどんな深い闇が明らかにされるかわからない、という論調でこの問題を採り上げているが⁴⁹、NSDB が閣議で否決され、財務省が BCCI に 24 億 9 千万ルピーの追徴課税を実施することが公表された 2011 年 8 月 30 日の当日に BCCI の副会長（Vice President）であるラジーブ・シュクラ（Rajeev Shukla）氏はすかさず記者会見を行い、政府が BCCI を情報公開法の対象とすることについて、すなわち情報公開法を NSF に適用するという NSDB 草案の条項が修正を経ずに再び提出されることについて、明確に反対する立場を表明している⁵⁰。

また、NSDB 草案のアンチドーピングに関する規定にあった「WADA（世界アンチドーピング機関）の規定を準用する」という条項に猛反対していたのは、BCCI の最高幹部らと一部の有力クリケット選手達であった。従来クリケットの代表選手は海外の国際試合に出場した場合であっても、インドの国内法に規定されていないことを理由に居場所情報の提出を行っていなかったからである。

2011 年 9 月 4 日付のタイムズ・オブ・インディア紙は、NSDB 草案が閣議に諮られた時点で、BCCI と IOA（インドオリンピック協会）を除く 44 団体におよぶ NSF が NSDB 草案を受け入れることに合意していたことを明らかにした。陸上の NSF であるインド陸上連盟のドグラ事務局長（M. L. Dogra, Director of Athletics Federation of India）は、「NSF が情報公開法の対象となることが法に規定されるならばこれより一層の透明性を図らねばならないが、我々は喜んで法に従い、法に応えるつもりだ。その点、NSDB 草案には何の落ち度もない。個人的には 70 歳定年制はどうかと思う部分があり、政府には再考の余地があるかと思われる。しかし、情報公開法に関する部分やその他設けられた諸規制に関しては、組織の透明性向上の観点から、我々は喜んで応えるべきだ」と語っている⁵¹。

（オ）NSDB 修正案の公表

2011 年 10 月 14 日、青年スポーツ省のアジェイ・マケン大臣は NSDB の修正案を公表した⁵²。修正案は、草案に一貫して反対してきた IOA（インドオリンピック協会）と BCCI

⁴⁹ NDTV Sports “RTI will reveal BCCI's dark secrets” 2011.8.31
<http://sports.ndtv.com/cricket/features/interviews/item/177798-rti-will-reveal-bccis-dark-secrets>

⁵⁰ The Times of India “BCCI rejects government's move to come under RTI” 2011.8.30
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-08-30/top-stories/29944932_1_bcci-new-sports-bill-national-sports-federation

⁵¹ The Times of India “MP sportspersons support National Sports Development Bill” 2011.9.4
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-09-04/others/30112358_1_sports-federations-age-limit-national-sports-development-bill

⁵² Draft of the Proposed National Sports Legislation 2011.10.14

(インドクリケット管理委員会)に配慮し、大幅に譲歩したものとなっているが、草案公開当初最も議論の対象となった役員70歳定年制は、修正案にそのまま規定されている。

2011年10月17日の記者会見においてマケン大臣自身が説明したNSDB修正案のポイントは以下のとおりである⁵³。

修正法案に加えられた広範囲の変更の概要:

- 1) 国家オリンピック委員会(NOC)および競技統括団体(NSF)を認定する政府の裁量に関する規定が排除されている。中央政府は、これらの基準が満たされていない、またはその他の不一致/紛争が存在すると考えた場合、独立したスポーツ上訴裁判所(Independent Appellate Sports Tribunal)に問題を付託することができる。[セクション18(4)およびセクション23]
- 2) 業務の重複を避けるため、みなし登録の規定が法案に挿入されている。いったん発行された登録証明は、スポーツ上訴裁判所により当該登録の一時取消しまたは解除が行われる時点まで有効に存続する。[セクション19および22]
- 3) 国内におけるスポーツの振興のための資金を確保する目的で、スポーツ上訴裁判所によって課される罰金全額が国家スポーツ振興基金制度(National Sports Development Fund Scheme)に帰属する旨の規定が設けられている。[セクション50]
- 4) スポーツ団体に対する2011年情報公開法の規定の適用により透明性を植え付けることが求められる一方、選手の競争相手によって使用される可能性のある、スポーツに特有の一定の情報を保護するための適用除外条項も設けられている。これらは以下のとおりである。
 - ・試合への参加に際しての選手、コーチ、指導者または理学療法士の選択、任命または排除に関する照会
 - ・試合における選手のパフォーマンスの質に関する照会
 - ・選手の医療受診および健康状態に関する照会
 - ・選手の居場所に関する照会
 - ・NADA規則に基づき秘密とされ得る情報に関する照会

ただし、情報公開法におけるこれら適用除外条項は、インドスポーツ局(SAI)、NOC、NSFまたは中央政府を問わず、加害当事者に対して被害当事者が訴訟を提起することを妨げるものではない。[セクション47]

法案を合理化するため、スポーツオンブズマンおよび国家スポーツ振興委員会(National Sports Development Council)の事務所は、IOA(インドオリンピック協会)によるインドスポーツ仲裁裁判所(Indian Court of Arbitration for Sports)の創設に対応するために閉鎖されている。これらの機関の他の責務は、NSF自体またはスポーツ上訴裁判所に割り当てられている。
- 5) 世界のスポーツ分野は非常に独特な方法で構成されており、ローザンヌを拠点とするスポーツ仲裁裁判所が一定の紛争について判断する専属管轄権を有する。この国際的な構成を保持するため、こうした問題におけるスポーツ上訴裁判所の管轄権を排除する規定が法案に挿入されている。[セクション28]
- 6) 全体としてスポーツ上訴裁判所の独立性が確保されることが求められている。そのため、インド最高裁長官(Chief Justice of India)または同長官に指名された者が議長となり、NOCからの代表者を有する独立した選任委員会(Selection Committee)に対し、スポーツ上訴裁判所の議長(Chairperson)および他のメンバーを任命する権能が付与されている。スポーツ上訴裁判所のメンバーを排除する裁量は現在インド最高裁長官に帰属しており、同長官は自身によって策定された特定の手順に従い調査を実施する。[セクション30および35]
- 7) 法案の規定に明確さが取り入れられ、修正案では、中央政府のスポーツ庁を管理する大臣または中央

<http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File921.pdf>

⁵³ IHF Watch “Executive Summary of Changes made in the National Sports Development Bill, 2011”
<http://www.stick2hockey.com/ViewArticle.aspx?ArticleOID=8786>

政府のスポーツ庁のその他の関係者、または SAI の幹部は、5 年間、NOC または NSF での選任を目指して競うことができない。[セクション 24(3)]

8) 国際競技連盟 (IF) が対象となっていない WADA/NADA 規則の規定の適用を除外するため、ドーピング防止規定に特別条項が挿入されている。その背景には NADA が WADA 規則に基づき機能することがあり、国際的レベルにおいて IF が対象となっていない WADA 規則の一定の規定がある場合、論理的にはこうした規定は国内競技連盟 (NF) のスポーツに関する NADA によって管理されるべきではない、と推論される。[セクション 15(1)]

9) NSF が認定を得るための適格性基準が緩和されており、例えば、NSF の 3 年存続という基準が削除されている。その目的は、インドで発展しつつあり積極的にプレーされている政府認定の新たなスポーツを推進することである。[セクション 20]

10) スポーツ団体の自立性を確保するために、長期振興計画 (LTDP : Long Term Development Plan) の策定に対する中央政府の承認、および、当該 LTDP の遵守を監視する政府の監視者 (Government Observer) の任命を必要とする詳細規定が、法案から削除されている。

11) 運動場をインド国家運動場協会 (National Playing Fields Association of India) に登録するための規定が削除されている。代わりに現在、選手が運動場を確実に利用できるようにする責務が中央政府および NSF に課されている。 [セクション 3 および 12(b)]

12) ドーピング、年齢詐称およびセクハラなどのスポーツにおける非倫理的行動を防止する責務が、コーチ、監視者ならびにその他のサポート要員に課せられている。[セクション 15、16 および 17]

13) 中央政府は、パラリンピックおよびスペシャルオリンピックスポーツを明確に推進する責務を負っている。[セクション 3(2)(f)]

14) 中央政府はまた、選手の継続的教育、医療、年金に関する規定を策定する責務を負っている。[セクション 3(2)(e)]

法案には、インドを世界のスポーツの場における卓越したプレイヤーにするのは政府の努めである、とも述べられている。これは、透明性、公平な決定、民主的な選出、およびスポーツの共同振興が植え付けられるときに初めて実現できるものである。法案は、中央政府、SAI、NOC および NSF がスポーツの全体的な推進と振興に向けて協働できる構造化された方法でスポーツの動向を調整することを目指している。法案ではスポーツの振興の中心に選手が存在することが認識されており、スポーツの運営において選手に発言権を与え、選手に対するより優れた福利を確保する努力がなされている。

2011 年 10 月 14 日に公表された NSDB 修正案では、次のように構成が変更されている。

図表-5-8 NSDB 修正案の構成

章	タイトル	概要
第1章	前文	法の名称、用語の定義
第2章	中央政府によるスポーツの振興と推進	政府の法執行権限、NSDC の法制化、法の対象者、法の適正運用のための委員会と委員構成
第3章	SAI、IOA、NSF	SAI (インドスポーツ局)、IOA (インドオリンピック協会)、NSF (競技統括団体) の責任と役割分担
第4章	スポーツにおける非倫理的行動の禁止	NADA (国家アンチドーピング機関) の設置、NDTL (国家ドーピングテスト機関) の設置、WADA 規則に準拠しないことの容認、年齢詐称の防止、女性へのセクハラ防止
第5章	NSF の登録	政府が認定する NSF の要件、NSF の責任と役割
第6章	国家オリンピック委員会と NSF の規則および定款	規則および定款における、役員の選任、権限、責任、議決権の定め等のガバナンスの基本要件
第7章	紛争解決とスポーツ上訴裁	スポーツ上訴裁判所が NSF および IOA において発生したあら

第5章 インド

章	タイトル	概要
	判所	ゆる紛争、および本法に違反した事実の認定をすることの手続の定め
第8章	2005年情報公開法の適用除外	国家オリンピック委員会とNSFは、情報公開法に基づく公的機関であっても、情報の公開を拒否することができる事項（代表選手の決定根拠や個人の能力・状態等）
第9章	違反行為と罰則	スポーツ上訴裁判所で本法に違反したことが覆されなかった場合の罰金の定め、およびハラスメント行為に対する処分
第10章	その他	準則規定、政府による規定の改正権限、改正にかかる公告

(カ) NSDB 修正案において図られているガバナンス強化

本項では、2011年10月14日に公表された国家スポーツ振興法案（NSDB：National Sports Development Bill；以下NSDB）の修正案から、スポーツ団体のガバナンスの仕組みについて規定している第2章、第3章、第5章、第6章、第8章の日本語訳を掲載し、仕組みの詳細を確認することとする。

図表-5-9 NSDB 修正案におけるガバナンスの仕組みに関係する章

章	セクション	章タイトル
		前文
⇒	第2章	3~6
⇒	第3章	7~14
		A：SAI、B：IOA、C：NSF
⇒	第4章	15~17
⇒	第5章	18~23
⇒	第6章	24
		NSFの登録
⇒	第7章	25~45
		紛争解決とスポーツ上訴裁判所
⇒	第8章	47
		2005年情報公開法の適用除外
	第9章	48~49
		違反行為と罰則
	第10章	50~54
		その他

第2章
中央政府によるスポーツの振興と推進
セクション3. (1) 中央政府は、規則により、スポーツの推進・振興およびスポーツパーソンの福利（スポーツにおける非倫理的行動の根絶を含む）に必要な措置を講じることができる。 (2) サブセクション(1)に含まれる規定の一般性を損なうことなく、以下の全部または一部に関する措置を規定することができる。 (a) 第1付属明細書（First Schedule）へのスポーツの組み込み (b) 選手諮問委員会（Athletic Advisory Council）の設立に関する規則 (c) スポーツのガバナンスおよび管理における選手およびその他の利害関係者の紛争解決および表明 (d) スポーツに提供される金銭的支援およびその他の支援の金額および規模を決定する目的でのスポーツの優先順位付け (e) 継続的な教育、医療、年金制度、ドーピングの防止、セクハラおよび年齢詐称の防止 (f) パラリンピックスポーツおよびスペシャルオリンピック（Special Olympic）スポーツの振興および推進
セクション4. 中央政府は、異例の状況では、書面での命令により、国際試合へのナショナルチームの参加に対し、国益の観点から合理的な制限を課すことができる。
セクション5. 特定のスポーツに関し本法に基づき登録される競技統括団体（NSF）以外のスポーツ団体は、「イン

<p>ドの (“of India” または “Indian”) という表現またはその他の言語における同様の表現を、当該スポーツ団体の名称、またはインド国内あるいは国外で当該スポーツ団体によって管理される対象スポーツの試合で使用する権利を有さないものとする。</p>
<p>セクション 6.</p> <p>(1) インド市民は、国際試合でインドを代表する資格を有するものとする。</p> <p>(2) インド系人 (Persons of Indian Origin) またはインド海外市民 (Overseas Citizens of India) は、サブセクション(1) の目的上、インド市民として扱われないものとする。</p> <p>(3) NOC (国家オリンピック委員会) および NSF は、本法の規定を遵守し、国際試合においてインドを代表するナショナルチームまたは個々の選手を選択するものとする。</p> <p>国際競技連盟 (IF) の規則または該当する大会の規則・規定が、代表としての参加に関して任意の国の市民権または国籍の要件と異なる要件を有する場合、インド系人またはインド海外市民は、中央政府の事前承認を得ることにより、ナショナルチームを代表することが認められる。</p>
<p>第3章 A. SAI (インドスポーツ局)</p>
<p>セクション 7.</p> <p>(1) 本法の規定に従い、金銭的能力の範囲内で、SAI (インドスポーツ局) は NSF に対し、インドにおけるスポーツの振興および国際的に通用する可能性のあるスポーツパーソン¹の育成を目的として、必要なインフラ、機器および人的支援を提供するものとする。</p> <p>(2) サブセクション(1) に含まれる規定の一般性を損なうことなく、SAI は以下の機能の全部または一部を実行するものとする。</p> <p>(a) ナショナルチームまたは個々の選手 (特に有望な候補を含む) 向けに、中央政府が承認した国際試合への参加に備えたコーチングキャンプを開催する。</p> <p>(b) 薬物とは無縁のスポーツを推進し、スポーツにおける年齢詐称、性別による差別、女性へのセクハラを根絶する措置を講じる。</p> <p>(c) スポーツの推進および振興のため適宜 NSF と協議して中央政府に勧告を行う。</p>
<p>セクション 8.</p> <p>(1) SAI は、各議会に提出する詳細報告を中央政府に毎年提出するものとする。</p> <p>(2) サブセクション (1) の各報告は以下のすべてを含むものとする。</p> <p>(a) 監査済み年次財務諸表</p> <p>(b) 承認済み年間計画の活動および達成状況の包括的報告</p> <p>(c) コーチ育成のための措置</p> <p>(d) 土着のスポーツを推進するための措置</p> <p>(e) エリート選手のトレーニング向けの施設を作るための措置</p> <p>(f) ナショナルチームの準備のために実施されるコーチングキャンプの詳細</p> <p>(g) SAI による活動の実績 (選手のトレーニングおよびナショナルチームへの選手の組み込みを含む)</p> <p>(h) スポーツパーソンに提供される適切な就職の機会の詳細</p>
<p>第3章 B. IOA (インドオリンピック協会)</p>
<p>セクション 9.</p> <p>(1) IOA (インドオリンピック協会) は、国際オリンピック委員会 (IOC) からの認定を維持することを条件に、インドの NOC であるものとする。</p> <p>(2) サブセクション(1) で言及する NOC は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) オリンピック憲章に基づき、かつ本法で与えられた機能および責務を実行する中心的団体として機能する。</p> <p>(b) セクション 4 に基づき中央政府によって課される制限がある場合は当該制限に従い、国際的なスポーツ大会へインドから選手を参加させることに関して、選手の選択、選手の行動およびパフォーマンスを含む全事項に責任を負う。</p> <p>(c) 中央政府が承認する、オリンピック競技大会またはアジア競技大会あるいはコモンウェルス競技大会、アフリカ・アジア競技大会 (Afro-Asian Games)、南アジア競技大会、もしくはその他の各種スポーツ大会への立候補に関する全事項について責任を負い、承認において言及される条件がある場合は当該条件を遵守する。</p> <p>(d) NOC の関連 NFS 間での苦情を解決する内部機構を用意する。</p> <p>(e) 2年に1回、定期的に国内競技大会を実施する責任を負う。</p> <p>(f) 選手が運動場およびその他の設備を確実に利用できるよう努力する。</p> <p>(g) 公的機関として機能し、2005年情報公開法に定める要件を遵守する。</p>
<p>セクション 10.</p>

<p>(1) NOC は、各議会に提出する詳細報告を中央政府に毎年提出するものとする。</p> <p>(2) サブセクション(1) の各報告は以下のすべてを含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 監査済み年次財務諸表 (b) 活動および達成状況の包括的報告 (c) 選手の福利を推進するための措置 (d) スポーツ活動におけるドーピングを根絶するための措置 (e) すべての人を対象にスポーツを推進するための措置 (f) スポーツに関する苦情を効果的、迅速かつ一定時間内に解決するための措置
<p>第3章 C. NSF (競技統括団体)</p>
<p>セクション 11.</p> <p>NSF は、各スポーツにつき登録されるものとし、その他のスポーツに関して NSF として行動する権利を有さないものとする。</p>
<p>セクション 12.</p> <p>各 NSF は以下のすべてを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 登録日から、または既に登録されているか、登録されていると見なされる場合には本法の発効日から 6 ヶ月以内に選手諮問委員会を設立する。 (b) 選手が運動場およびその他の設備を確実に利用できるよう努力する。 (c) インド全体にわたるスポーツの推進および振興に努める。 (d) NSF の登録に関連する苦情を解決する内部機構を用意する。 (e) NSF の登録に関連するスポーツの全種類における年次国内選手権の日程を、前年の 12 月 31 日までにウェブサイトで発表、公表および表示する。 (f) 公的機関として機能し、2005 年情報公開法 に定める要件を遵守する。
<p>セクション 13.</p> <p>各 NSF は、毎年 12 月 31 日までに ウェブサイトで以下のすべてを公表するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 監査済み年次財務諸表 (ii) 特に基本定款または通常定款あるいは付属定款 (いずれか該当するもの) に記載された目的および目標、ならびに本セクションで挙げた義務に関する活動および達成状況の包括的報告 (iii) 特に選手に関する苦情を効果的かつ一定時間内に解決するための措置 (iv) すべての人を対象としたスポーツ、スポーツの素晴らしさ、選手の福利の推進、スポーツにおける不正なドーピング、年齢詐称、女性へのセクハラの根絶のための措置
<p>セクション 14.</p> <p>NSF のみが以下の資格を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 「インドの (“of India” または “Indian”)」という表現またはその他の言語における同様の表現を、NSF の名称、または NSF によって管理される試合で使用する。 (b) 自身を対象スポーツの NSF として示し、または NSF であると主張し、IF においてインドを代表する。 (c) インドで NSF の登録に関連するスポーツを管理する。 (d) 中央政府から直接的または間接的な金銭的支援およびその他の形態のサポートや支援を受ける。 (e) 対象スポーツの国際試合でインドを代表するナショナルチームを選択し、指名する。 (f) 中央政府の事前承認を得た上で、承認で指定された条件に従い、正式に認定された国際試合に立候補し、かかる試合をインドで開催する。 (g) 対象スポーツの年次国内選手権を含め、正式に認定されたスポーツ大会を計画または実施する。 (h) IF によって要求されるその他の機能および責務を履行する。
<p>第5章 競技統括団体の登録</p>
<p>セクション 18.</p> <p>(1) 本法の発効から 1 年の期間、または中央政府が本法に代わって通知により指定した追加期間が満了した場合、いかなる組織または団体も、本法に基づき中央政府から登録の証明を取得していない限り、スポーツに関して NSF として機能しないものとする。</p> <p>ただし、本法の発効年の前年に中央政府により認定を受けている NSF は、本法に基づくその他すべての規定の遵守を条件に、本法に基づき登録されていると見なされるものとする。</p> <p>(2) 中央政府は、第 1 付属明細書で指定されている各スポーツにつき、複数の NSF に対して登録の証明を付与することはないものとする。</p> <p>説明-本セクションの目的上、特定のスポーツに関する各 NSF は、登録証明の取得に関連する当該ス</p>

<p>スポーツの全領域（男性や女性を対象としたものや、すべての年齢層を対象としたものを含む）を管理するものとする</p> <p>(3) 本セクションに基づく登録証明の申請はすべて、規定された形式および方法で行い、規定された料金の支払いを伴うものとする。</p> <p>(4) 中央政府は NSF の登録申請について、セクション 20 に定める条件を満たしている場合には拒否する裁量を有さないものとする。</p> <p>(5) サブセクション(3) に基づく申請はすべて、団体の基本定款または通常定款または付属定款（いずれか該当するもの）のコピーのほか、以下に関する当該定款で示す団体の設立に関する関連文書があれば、そのコピーの提出を伴うものとする。</p> <p>(a) かかる団体の理事会、その設立および管理の権能、業務の処理方法</p> <p>(b) 団体の役員（Office Bearers）の権能および義務</p> <p>(c) 各クラスのメンバーの団体への参入、メンバーの資格、メンバーの団体からの排除、団体への参加の一時停止、団体からの除名および団体への再参入</p> <p>(d) 規定されているその他の事項</p>
<p>セクション 19.</p> <p>申請が受理日から 30 日以内に判断されていない場合、登録がなされたと見なされるものとする。</p>
<p>セクション 20.</p> <p>(1) NSF は、登録証明を取得するためには以下の適格性基準を満たすものとする。</p> <p>(a) 対象スポーツの振興を唯一の目的として、1860 年団体登録法に基づき登録された団体（society）または 1956 年会社法のセクション 25 に基づき設立された会社（company）あるいは 1882 年インド信託法（Indian Trusts Act, 1882）に基づき創設された信託である。</p> <p>(b) 効率的な機能、役員を選任、全般的組織の真に代表的な性質、選手の利益の保護、スポーツの推進、会計の維持および監査、不信任決議の動き、ならびに関連する内部管理問題に関する苦情を解決するための内部苦情解決機構を有する。</p> <p>(c) NOC または IF との関連がある。</p> <p>(d) インドの各州に関連組織を有する。</p> <p>(e) 1949 年勅許会計士法（1949 年版第 38 条）のセクション 2 の(1)(b)に定められている勅許会計士⁵⁴が毎年監査した適切な会計および他の関連記録を維持している。</p> <p>(f) シニア、ジュニアおよびサブジュニアのレベルで特定の年齢層を対象に少なくとも 2 回の年次国内選手権を開催している</p> <p>(g) 付属定款または基本定款あるいは通常定款において、本法に定める全事項に関して定める。</p>
<p>セクション 21.</p> <p>(1) セクション 18 に基づく申請の受理に伴い、中央政府は申請者の資格および活動を、本法に基づく NSF としての登録の適切性を判断するため適格性基準を参照して確認するものとする。</p> <p>(2) 中央政府は、セクション 18 に基づき要件を満たす場合、申請者にかかる登録証明を付与するものとする。</p> <p>(3) NSF の管理または適格性に関する紛争を含め、登録の申請または許可に関して紛争または不一致があった場合、中央政府または対象スポーツに対する利害関係を有するその他の関係者は、中央政府がかかる紛争または不一致を知ってから 6 日以内に問題をスポーツ上訴裁判所（Appellate Sports Tribunal）に付託するものとする。</p>
<p>セクション 22.</p> <p>いったん発行された登録証明は、スポーツ上訴裁判所の命令により一時取り消しまたは解除が行われるまで有効に存続するものとする。</p>
<p>セクション 23.</p> <p>(1) スポーツ上訴裁判所は、NSF がサブセクション(2) に指定する 1 つまたは複数の事由に該当している場合、中央政府またはスポーツに対する利害関係を有する関係者による申請／付託に基づき、NSF の登録の一時取り消しまたは解除を行うか、本法の規定に従いペナルティーを課すものとする。</p> <p>(2) サブセクション(1) に基づく付託は、以下の事由のうちの 1 つまたは複数により行うことができる。</p> <p>(a) 該当する NSF が、該当する IF または NOC により認定の一時取り消しまたは除名／認定解除の扱いを受けている。</p> <p>(b) 該当する団体登録局（Registrar of Societies）または会社登録局（Registrar of Companies）が、NSF の内部機能の重大な不正を報告している。</p> <p>(c) 該当する団体登録局または会社登録局が、登録簿から NSF の名前を削除しているか、登録を解除</p>

⁵⁴ 勅許会計士（chartered accountant）はいわゆる公認会計士にあたる。

<p>している。</p> <p>(d) 登録証明が、重要な情報の虚偽表示または不正な手段によって取得されている。</p> <p>(e) 該当する NSF が、基本定款または通常定款あるいは付属定款に定める役員の選任を行っていないか、選任手続きで重大な不正を犯している。</p> <p>(f) 年次監査済み勘定を提出していない。</p> <p>(g) 該当する NSF が政府の支援を悪用しているか、許可を得ずに流用しており、スポーツ上訴裁判所がそのように判断している。</p> <p>(h) 該当する NSF が、セクション 24 に定める要件を遵守していない。</p> <p>(i) 該当する NSF が適格性基準または登記の条件に違反している。</p> <p>(j) 該当する NSF が本法の規定または本法に基づく規則のいずれかに違反している。</p> <p>(3) スポーツ上訴裁判所は、NSF がサブセクション(2) の(a)に基づき認定の一時取り消しの扱いを受けていると判断した場合、該当するアジア競技連盟または IF による認定の一時取り消しが有効である期間に、NSF の登記の一時取り消しを行う命令を出すものとする。</p> <p>(4) スポーツ上訴裁判所は、NSF がサブセクション(2) の(b)~ (j) の規定いずれかに違反していると判断した場合、最長 6 ヶ月、登録の一時取り消しを行うことができる。</p> <p>ただし、一時取り消しの事由が是正されず、違反の是正にはさらなる期間が必要である場合、一時取り消しの期間を随時延長することができるが、一時取り消しの合計期間は 1 年を超えないものとする。また、該当する NSF が意見を聞いてもらう合理的な機会を与えられていない場合、登録の一時取り消しまたは解除は行われえないものとする。</p>
--

<p>第6章</p> <p>一定の規定を含む国家オリンピック委員会、および競技統括団体の基本定款、または通常定款、あるいは付属定款</p>
<p>セクション 24.</p> <p>(1) 当面有効なその他の法律に含まれる規定にかかわらず、また本法の規定を損なうことなく、すべての NSF および NOC は、本法の発効から 1 年以内に、定款 (constitution) または基本定款あるいは通常定款もしくは付属定款 (いずれか該当するもの) に、そのガバナンスおよび業務遂行に関して以下の規定を定めていない場合には定めるものとする。</p> <p>(a) NSF または NOC の役員の定年は 70 歳とする。</p> <p>ただし、役員が IF でのポストも保有する場合で、IF で職務を継続する条件が、NOC または NSF (いずれか該当するもの) の役員であることとされている場合、IF でのポストの保有者としての期間、年齢の上限を引き上げることができる。</p> <p>(b) NSF および NOC の執行機関の選任は、規定された選任基準に従い、少なくとも 4 年に 1 回、公平かつ透明な方法で実施するものとする。</p> <p>(c) 選手諮問委員会 によって指名された選手は、各 NSF または NOC の執行機関の意思決定プロセスに参加するものとする。</p> <p>ただし、選手諮問委員会が設立されるまでの間、IOA またはオリンピックの種目でないスポーツの NSF は、NSF および NOC の執行機関に選手を指名する権能を有するものとする。</p> <p>(d) 選手諮問委員会によって指名された選手による執行機関でのメンバー数および投票権は、NSF または NOC (いずれか該当するもの) を代表する執行機関のすべてのメンバー数および投票権の 25% を下回らないものとする。</p> <p>(e) NOC および NSF における女性のメンバー数は、かかる NOC および NSF におけるメンバー総数の 10% 以上とする。</p> <p>(f) NSF および NOC の選任を目指して競うすべての候補者の適格性基準は以下のとおりとする。</p> <p>(i) インド市民である。</p> <p>(ii) 背徳に関わる罪で裁判所による有罪判決を受けていない。</p> <p>(iii) 支払不能の宣告を受けていない。</p> <p>(iv) 選任を目指して競う時点で NOC または NSF が定める年齢を超えておらず、選任在職期間中に 70 歳を超えない。</p> <p>(v) 公務員である場合、政府から事前の許可を得ており、最長 4 年の任期または 1 期のうちいずれか短い方の期間、職に就くことが許容されている。</p> <p>(vi) 2 期 (各期は 4 年を超えない) を超えて連続して NSF または NOC の執行機関で役員として勤務することはしていない。</p> <p>ただし、2 期 (各期は 4 年を超えない) 連続でそのように在職している役員は、2 期目を辞職した日から 4 年のクーリングオフ期間の終了後にかかる職に就く資格を有するものとする。</p>

なお、この条項は、クーリングオフ期間のない会長（President）職の選任には適用されないものとする。

(vii) 12年または3期（各期は4年）にわたる会長職期間（連続的か否かを問わない）の終了に伴い会長職を再度目指して競うことはできない。

- (2) 役員は、背徳に関わる罪で裁判所により有罪判決を受けた場合、その時点から職に就くことを一時停止させられるものとする
- (3) 中央政府のスポーツ庁を管理する大臣または中央政府のスポーツ庁のその他の関係者、または SAI の幹部は、かかる大臣としての職から離れた日または当該関係者の退職または離職（いずれか該当するもの）から5年間は、NOC または NSF で選任ポストを目指して競う資格を有さないものとする。
- (4) NSF または NOC の基本定款または通常定款あるいは付属定款もしくは規則（いずれか該当するもの）が、本法の発効日に、本法の規定または本法に基づく規則に反する規定を含んでいる場合、かかる発効日から1年以内に、基本定款または通常定款あるいは付属定款もしくは規則（いずれか該当するもの）を修正して、本法の規定または本法に基づく規則と合致させるものとする
- (5) ある NSF の役員は、その他の NSF の役員のポストを兼務する資格を有さないものとするが、NOC において、NSF での勤務期間が在職期間の上限の計算に含まれない場合は除く。
- (6) 1期を終えたある NSF の役員は、4年のクーリングオフ期間の要件を満たすことなく別の NSF の役員のポストを目指して競う資格を有さないものとする。
- (7) サブセクション(1)～(5)の規定と合致させるための NSF または NOC の基本定款または通常定款あるいは付属定款もしくは規則のすべての修正は、特別決議で可決される必要があり、発効前に、会社登録局または団体登録局（いずれか該当するもの）によって承認および登録されなければならない。

第8章

2005年情報公開法の適用除外

セクション 47.

- (1) NOC、NSF、SAI および本法で言及するスポーツに関わるその他の機関は、2005年情報公開法で定める「公的機関」(Public Authorities) と見なされるものとする。
- (2) サブセクション(1) に含まれる規定にかかわらず、情報公開法に基づき情報を求める申請を受理した機関は、2005年情報公開法で許容可能な事由に加えて以下の事由のいずれかに関する情報の提供を拒否することができる。
- i. 試合への参加に際しての選手、コーチ、指導者または理学療法士の選択、任命または排除に関する照会
 - ii. 試合における選手のパフォーマンスの質に関する照会
 - iii. 選手が負った傷害に関する照会
 - iv. 選手の医療および健康に関する照会
 - v. 選手の居場所に関する照会
 - vi. 国家アンチドーピング機関規則 (National Anti-Doping Agency Code) に基づき秘密であるテスト結果および情報に関する照会

(3) 仕組みの効果

2012年3月現在、NSDB修正案は未だ閣議に提出されておらず、BCCI（インドクリケット管理委員会）やIOA（インドオリンピック協会）をはじめとした反対意見を持つ主要な利害関係者との調整が図られているところであるため、青年スポーツ省によるガバナンス強化の取り組み効果は未知数である。

しかしながら、今回ガバナンスに関する調査研究の調査対象国にインドを選択したことの意味は大きい。なぜならば、スポーツにかかわる行政機関が競技統括団体を認定する行為がどうしても必要なのか？という根本的なディスカッションが徹底して行なわれている例を、世界最大の民主主義国であるインドの直近の動きから知ることができたからである。

スポーツ団体の活動は本来自主的、自律的なものであるが、国家を代表して国際競技に参加する競技統括団体が適切なガバナンス体制を備えることを規制当局が認定という行政裁量でグリップするということは、世界各国で取り入れられている標準的な方策である。インドが世界標準に近づこうと努力してくれているおかげで、先進各国のある種こなれた状況からは読み取ることができない根本的な部分を再認識することができた。

従来から、インドはスポーツに関して内向な国であった。2010年のコモンウェルス・デリー大会は首尾よく終わったが、オリンピック大会でのメダル成績は過去から貧弱なレベルで推移してきた。しかしコモンウェルス大会のためにスタジアム建設等インフラ投資に巨額の財政資金を投入したこともあり、政府は2020年のオリンピック大会のデリー招致に向けて積極的に活動を行っている最中である。

2012年3月22日、スポーツガバナンスの強化を求める社会活動家のラウル・メーラ氏が提起した公益訴訟において、IOAで4期16年間にわたる長期政権を築き、汚職事件で有罪とされてもなおIOAの会長職に留まっているスレーシュ・カラマディ氏に対し、デリー高裁の判事は「辞任が妥当である」という判決を下した。高裁の審理では、2011年1月に青年スポーツ省が公布したNSDC（国家スポーツ振興規程）に定められている「IOA経営幹部の在職期間を最長12年とする」という規定の拘束力が確認された。

また、この公益訴訟ではカラマディ氏を含め多数のIOA役員が数々の汚職に関わっていたこと、とりわけ2010年のコモンウェルス競技大会においてスイスのタイム計測・得点記録（timing score result）システム開発企業からの収賄容疑についても併せて審理されており⁵⁵、同大会での別の汚職事件で有罪が確定し収監後保釈されているカラマディ氏に対し、デリー高裁は2週間以内に被疑事実に対する被告人弁論を行うことを命じている⁵⁶。

今回のデリー高裁の判断は、NSDB修正案可決の可能性に弾みをつけるものとなった。インドスポーツ界のダイナミックな動向には、引き続き注目すべき価値があると思われる。

⁵⁵ The Times of India “Kalmadi gave Swiss firm India tour before bid” 2011.3.25
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-05-25/india/29580987_1_kalmadi-aides-swiss-timing-lalit-bhanot

⁵⁶ SME TIMES “Delhi High Court asks Kalmadi to quit as IOA chief” 2012.3.22
<http://www.smetimes.in/smetimes/news/indian-economy-news/2012/Mar/22/delhi-high-court-asks-kalmadi-to-quit-as-ioa-chief890467.html>

3. 参考文献

●文献

- ・ Department of Sports (2011) “Annual Report 2010-2011”
<http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/9464576377.pdf>
- ・ Department of Sports (2011) “National Sports Development Code of India”
<http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File918.pdf>
- ・ Department of Sports (2011) “Preliminary Exposure Draft” 2011.2.22
<http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File918.pdf>
- ・ Detailed Demands for Grants Ministry of Youth Affairs & Sports DDG 2008-2009
<http://yas.nic.in/index1.asp?langid=1&linkid=16>
<http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/5963151733.pdf>
- ・ Department of Sports (2011) “Status of Annual Recognition of NSFs for 2011 (As on 14th June 2011)”
<http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkfile/File955.pdf>
- ・ Department of Sports (2011) “Highlights of the steps taken by the Ministry of Youth Affairs & Sports, Government of India” <http://yas.nic.in/highlight.pdf>
- ・ Department of Sports (2011) Draft of the Proposed National Sports Legislation 2011.10.14
<http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File921.pdf>
- ・ SAI (2010) “Detailed Demands for Grants Ministry of Youth Affairs & Sports DDG 2008-2009”
<http://yas.nic.in/index1.asp?langid=1&linkid=16>
<http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/5963151733.pdf>
- ・ SAI (2009) “Scheme for Preparation of Indian Team for Commonwealth Games 2010”
<http://www.sportsauthorityofindia.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File502.pdf>

●ニュース記事

- ・ 2010.1.14 Daily News and Analysis “BCCI not charitable organisation: Income tax department”
http://www.dnaindia.com/sport/report_bcci-not-charitable-organisation-income-tax-department_1334823
- ・ 2010.11.3 The Times of India “If PM can be above 70, why not NSF chiefs? Malhotra”
- ・ 2011.1.19 The Times of India “Sports federations upbeat with Maken’s appointment”
<http://timesofindia.indiatimes.com/sports/more-sports/others/Sports-federations-upbeat-with-Maken-s-appointment/articleshow/7320790.cms>
- ・ 2011.2.1 Press Information Bureau “Government to Frame National Sports Development Legislation Soon –Ajay Maken”
<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=69497>
- ・ 2011.2.2 The Times of India “Sports ministry to legislate for good governance: Maken”
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-02-02/others/28379361_1_national-sports-federations-sports-ministry-ms-gill
- ・ 2011.3.25 The Times of India “Kalmadi gave Swiss firm India tour before bid”
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-05-25/india/29580987_1_kalmadi-aides-swiss-timigin-g-lalit-bhanot
- ・ 2011.4.5 Hindustani Times “Sports ministry to go ahead with the bill despite IOC threat”
<http://www.hindustantimes.com/News-Feed/Sport/Sports-Ministry-to-go-ahead-with-the-bill-despite-IOC-threat/Article1-685776.aspx> ・ The Indian Express “Budget slashed, sports ministry frets over 2012 preparations” 2011.5.4
- ・ 2011.5.1 Daily News and Analysis “NSFs to reject proposed National Sports Development Bill”
http://www.dnaindia.com/india/report_nsf-to-reject-proposed-national-sports-development-bill_1538357
- ・ 2010.5.2 Netindian.in “Govt. caps tenure of office-bearers of National Sports Federations”
<http://netindian.in/news/2010/05/02/0006355/govt-caps-tenure-office-bearers-national-sports-federations>
- ・ 2010.5.22 The Times of India “IOC rejects Ministry arguments, warns of consequences”
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2010-05-22/others/28323199_1_sports-ministry-ioa-indian-olympic-association
- ・ 2011.8.28 Reuters “India celebrates people's victory as activist ends fast”
<http://www.reuters.com/article/2011/08/28/us-india-corruption-fast-idUSTRE77R0N320110828>
- ・ 2011.8.30 India Today “Cabinet shows red card to Sports Bill, Maken asked to redraft it”
<http://indiatoday.intoday.in/articlePrint.jsp?aid=149566>
- ・ 2011.8.30 Indian Express “Terming it draconian, NSFs reject policy draft” 2011.5.2

- <http://www.indianexpress.com/news/terming-it-draconian-nsfs-reject-policy-dra/784351/>・India Today “Cabinet shows red card to Sports Bill, Maken asked to redraft it”
<http://indiatoday.intoday.in/articlePrint.jsp?aid=149566>
- ・2011.8.30 Press Information Bureau “Tax Worth Rs.249 Crore Recovered from BCCI”
<http://www.pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=75372>
 - ・2011.8.30 The Times of India “BCCI rejects government's move to come under RTI”
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-08-30/top-stories/29944932_1_bcci-new-sports-bill-national-sports-federation
 - ・2011.8.30 The Times of India “BCCI income rises to Rs 1,667 crore in 2010-11”
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-08-30/top-stories/29944911_1_bcci-income-tax-exemptions-cricketing-body
 - ・2011.8.31 NDTV Sports “RTI will reveal BCCI's dark secrets”
<http://sports.ndtv.com/cricket/features/interviews/item/177798-rti-will-reveal-bccis-dark-secrets>
 - ・2011.8.31 New Bulletin.in “We do not use public money, says BCCI”
<http://www.newsbulletin.in/sports/cricket/16739-we-do-not-use-public-money-government-must-stay-away-bcci>
 - ・2011.9.4 The Times of India “MP sportspersons support National Sports Development Bill”
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-09-04/others/30112358_1_sports-federations-age-limit-national-sports-development-bill
 - ・2011.10.17 IHF Watch “Executive Summary of Changes made in the National Sports Development Bill, 2011”
<http://www.stick2hockey.com/ViewArticle.aspx?ArticleOID=8786>
 - ・2011.10.17 The Economic Times “Revised sports bill exempts cricketers from WADA 'whereabouts clause'”
http://articles.economictimes.indiatimes.com/2011-10-17/news/30290076_1_whereabouts-clause-wada-whereabouts-clause-wada-code
 - ・2011.10.18 Hindustan Times “Draft Sports Bill a cruel joke, IOA rejects it”
<http://www.hindustantimes.com/India-news/NewDelhi/Draft-Sports-Bill-a-cruel-joke-IOA-rejects-it/Article1-758637.aspx>
 - ・2011.11.15 NDTV Sports “PT Usha urges Prime Minister to pass "landmark" Sports Bill”
<http://news.taaza.com/source/808338-pt-usha-urges-prime-minister-to-pass-landmark-sports-bill.html>
 - ・2011.11.18 Hindustan Times “Team Anna, Roy back govt on sports bill”
<http://www.hindustantimes.com/India-news/NewDelhi/Team-Anna-Roy-back-govt-on-sports-bill/Article1-771000.aspx>
 - ・2011.11.19 IBN Live “Swimming Fed say no to contentious Sports Bill”
<http://ibnlive.in.com/generalnewsfeed/news/swimming-fed-say-no-to-contentious-sports-bill/907489.html>
 - ・2011.11.19 The Times of India “Sports bill gets boost with NCPRI support”
http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-11-19/others/30419200_1_sports-bill-draft-bill-sports-minister
 - ・2011.11.22 IBN Live “Opposition set to derail UPA Government's winter session plan”
<http://ibnlive.in.com/news/oppn-set-to-derail-upas-winter-session-plan/204761-37.html>
 - ・2011.12.29 Hindustan Times “If sports bill becomes reality”
<http://www.hindustantimes.com/Cricket/CricketNews/If-sports-bill-becomes-reality/Article1-788501.aspx>
 - ・2012.1.29 The Times of India “Sports Bill is all about government control: BCCI”
<http://timesofindia.indiatimes.com/sports/cricket/interviews/Sports-Bill-is-all-about-government-control-BCCI/articleshow/11668632.cms>
 - ・2012.2.1 The Times of India “If BCCI is transparent, why oppose Sports Bill: Maken”
<http://timesofindia.indiatimes.com/sports/more-sports/others/If-BCCI-is-transparent-why-oppose-Sports-Bill-Maken/articleshow/11714162.cms>
 - ・2012.2.10 The Wall Street Journal “Weekend Panorama: Indian Cricket's Greatest Enemy Is the BCCI”
<http://blogs.wsj.com/indiarealtime/2012/02/10/weekend-panorama-indian-cricket-s-greatest-enemy-is-the-bcci/>
 - ・2012.3.22 SME TIMES “Delhi High Court asks Kalmadi to quit as IOA chief”
<http://www.smetimes.in/smetimes/news/indian-economy-news/2012/Mar/22/delhi-high-court-asks-kalmadi-to-quit-as-ioa-chief890467.html>